

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	<p>・特例措置の対象 成田国際空港株式会社が所有する固定資産のうち、成田国際空港の設置及び管理並びに同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要不可欠な以下の固定資産</p> <p>① 基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）の用に供する土地及び構築物</p> <p>② 航空保安施設の用に供する固定資産</p> <p>・見直しの内容 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる固定資産税の課税標準の特例措置（10分の9）について廃止する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第20項 地方税法施行令附則第11条第21項</p>	
増収見込額	<p>[平年度] +289.7 （ ▲289.7 ）</p> <p>[改正増減収額] -</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本特例は、新東京国際空港公団の民営化後の激変緩和・負担軽減措置として、成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準を軽減するものであり、軽減率を縮減しつつ延長を繰り返し、前回延長時（H30）からは軽減率が10分の9となっているところ。</p> <p>・特例に伴う効果額は、平成30年度実績で約3.3億円であるが、成田空港会社の当期純利益は200億円を超え、財務は相当程度安定していること。</p> <p>・2018年3月には成田空港の更なる機能強化について四者協議会（国、成田空港会社、千葉県、地元自治体）で合意されており、その中で、国及び成田空港会社は空港周辺地域の地域振興に着実に取り組むこととされていることから、本特例の延長を要望することについて地元自治体から理解を得られないことが考えられること。</p> <p>以上のことから、廃止を要望する。</p>	
ページ	1—1	